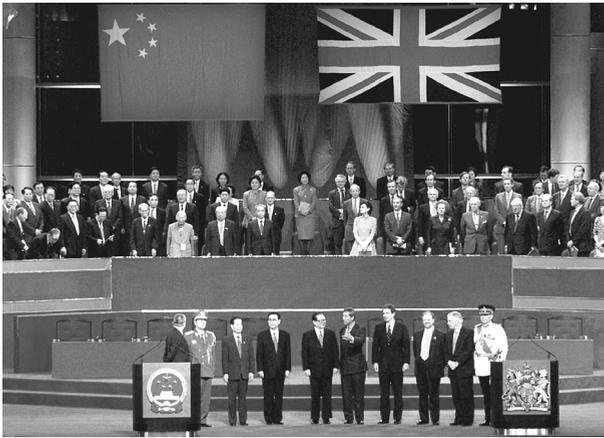


---

序章  
本書のねらいと構成



1997年7月1日の香港返還記念式典〔提供：ロイター／アフロ〕。

---



## はじめに

1997年7月1日に香港がイギリスから中国へ返還されて、今年で10年になる。返還前後、日本でも香港返還に対する関心は高まった。そのため、香港返還に関する書籍が多数出版された。ただし、当時はイギリスと中国との香港返還交渉や香港における返還への準備、あるいは香港と中国、台湾などとの関係について論じた論稿が多かったように思われる。

返還後も、香港は中国本土へのゲートウェイ機能を果たし続けたため、今日でも香港の経済、特に金融に対する関心は高い。しかし、これはあくまで中国経済の関連情報が中心である。一方、返還後の香港そのもの、特に政治や社会に対する関心は、返還前後と比べて極めて低くなった。経済面で大きな問題が発生しなかったことや、中国本土の経済発展により香港の重要性が相対的に低下したため、その政治や社会の動向にまで目が向かなかつたためかもしれない。

一般の関心だけではなく、香港研究者の数も中国と比べて、圧倒的に少ないことも関心が低くなった要因と言えよう。香港研究の需要が少ないために、香港研究者が増えず、また、香港研究者自身も香港研究に専念するのが難しいという悪循環に陥っているのが現状である。

こうした事情から、返還が過ぎ2000年代に入ると、香港政治を扱った単行本は刊行されなくなった。そこで、改めて返還後10年間の香港政治について経緯や問題を整理し、また、可能な限り最近の香港情勢も盛り込み、香港の将来像を展望することを目的に本書を刊行した。本論に移る前に、返還後の香港政治の流れを概観し、その上で本書の構成を説明したい。

### 第1節 杞憂に終わった懸念と顕在化した懸念

これまで多くの人々の関心は、香港が中国への返還後もその制度と繁栄を維持できるのか、という点にあったと思われる。返還後最初の10年間を振り返ってみると、「香港の制度や繁栄は維持できるのか」という懸念は、杞憂に終

わった。返還前より中国本土の経済は、計画経済から市場経済に移行しつつあった。また、2000年代に入ると、中国は「世界の工場」とさえ呼ばれるようになった。こうした中国本土の変化は、香港が「社会主義」の国の一部になることへの抵抗を和らげた。

一方、香港は返還前から景気後退の兆候を見せていた。そこに、アジア経済危機が発生した。確かに香港特別行政区政府（以下、香港政府）は香港ドルを防衛することに成功し、東南アジア諸国や韓国のような混乱を免れた。しかし、返還後の数年間、観光客の減少、株価や不動産価格の低迷による不況に悩まされた。ところが、香港政府は香港の規定により低税率と均衡財政を維持しなければならないため、財政支出を増加させて、景気浮揚を図ることは出来ない。そこで、香港の財界や香港政府は中国当局に救いを求めた。

中国当局は香港側の要請に応じ、世界貿易機関（World Trade Organization: WTO）加盟時に約束した市場開放を香港企業に優先的に早期実施した。また、香港の観光業や小売業を活性化させるため、中国本土住民による香港への個人旅行も解禁した。その際、香港における旅行客の消費を増やすため、通貨規制の緩和も行った。さらには、香港での人民元業務の拡大や、中国本土企業の香港上場、中国本土の資金の香港市場への誘導など香港経済を支援する政策を矢継ぎ早に打ち出した。こうして、2003年には、香港経済はV字回復を果たした。

その一方、香港では中国当局が香港の資本家との関係を重視しすぎることへの懸念もあった。イギリスによる植民地支配は、「自由放任」（レッセフェール）と比喻された一方で、一定程度、香港における民主主義の発展にも注意を払っていた。また、香港総督が財界から選ばれることもなかった。その多くは植民地官僚であり、1970年代以降は外交官が多数を占め、そして最後は保守党の政治家であるクリストファー・パットンが務めた。しかし、中国はイギリスの権力を排除しつつ、香港の資本主義を維持するため、華人資本家に政治的な期待を寄せた。そして、香港の大手船会社の会長であった董建華を初代行政長官に仕立てた。そのため、香港市民が民主的に選んだ代表ではなく、中国当局の後ろ盾を得た財界人による香港統治（「商人治港」）が危惧された。

「商人治港」の実態については、検証の余地がある。しかし、董建華行政長官が様々な不運に見舞われた上に、自らの失敗も重なり、香港市民の信頼を失

ったことは確かである。董行政長官の不運とは、景気が悪く、その上、彼が任された政府には景気を浮揚させる手段がなかったことである。また、1997年末には鶏インフルエンザが発生し、2003年には重症急性呼吸器症候群（Severe Acute Respiratory Syndrome: SARS）が大流行した。いずれの伝染病も広東省から伝播したものである。しかし、中国本土、特に広東省からの情報が得られなかったこともあり、香港政府の対応は後手に回った。これらの伝染病については、不運と失敗の両方の側面がある。

彼自身の責任に帰する失敗も多い。例えば、不況下での大量住宅供給構想を打ち出し、財界や市民の反対に遭った。また、自らの不人気を隠すため、香港大学の世論調査研究に不当な圧力を加えようとしたが、逆にその事実を公表されてしまった。さらに、世論の反対にも関わらず、強引に国家安全条例を制定しようとしたことも挙げられよう。

財界出身の行政長官の不人気は、すなわち「商人治港」の弊害と受け取られた。2003年7月1日には、50万人の市民が街頭デモに参加し、国家安全条例への反対と董行政長官の辞任を要求した。しかし、事実上、彼の後見人である中国当局はこの時点での董行政長官の更迭を避け、2004年に全国人民代表大会（以下、全人代）常務委員会による香港基本法への解釈権を行使して、同付属文書で示唆された2007年以降の直接普通選挙実施を否定した。これによって、中国当局は香港政治における主導権を取り戻そうとしたのである。そして、辞任要求運動が収まった2005年に董行政長官を引退させ、彼と中国当局の面子や威厳を保とうとしたのであった。

## 第2節 香港のジレンマ ——民主主義と経済的繁栄——

このように、返還後8年間は、董行政長官の失策と不人気が目立ち、行政長官を直接普通選挙で選びたいという香港市民の要求が高まった。しかし、結果的に不人気な行政長官の存在こそが、直接普通選挙実施の障害となってしまった。また、民主化は、香港政府の政策を財界寄りから市民寄りに変化させる可能性もある。その変化が大きすぎると、福祉や社会政策への予算が増大し、香

港は低税率や財政均衡を維持できなくなる恐れもある。さらに、従来の香港には最低賃金制度や競争政策が存在しなかったが、これらの法制度や規制が強化される可能性もある。

ただし、中国当局は香港の民主化を完全に否定している訳ではない。香港基本法には、行政長官の直接選挙と、立法会の直接選挙枠を全議員に拡大することが規定されている。また、その制定過程には、中国当局やそれに近い中国本土の法律学者も参加していた。中国当局の懸念は、民主化後に中国当局のコミットできない人物が行政長官となることや、行政長官と対立する勢力が立法会の多数派を占めることだと考えられる。こうした事態を防ぐには、香港の現状維持を望む財界・保守派と中国当局に忠実な左派からなる「親政府派」（詳しくは第1章の「資料1」を参照）の勢力が選挙に強くなることと、選挙制度が親政府派に有利なものであることの2つが必要である。

また、中国当局による香港への経済支援にも、政治的には大きな意味がある。香港政府の景気浮揚の手段は限られているため、経済の安定には中国当局の協力を得る必要がある。そのため、将来、仮に民主派が政権をとった場合でも中国当局との対立を避けねばならず、無遠慮な自己主張は難しくなるであろう。それ以前に、民主化のプロセスが中国当局のペースで進む可能性もある。中国当局の支援が香港経済の死活問題であれば、香港市民も中国当局のメッセージを真剣に受止めざるを得ないであろう。このようにして、中国当局が香港の民主化の速度を緩和することや、「親政府派」に有利な選挙制度に対する支持を増やすことも可能となるはずである。

ただし、いくら選挙制度の詳細を工夫しても、直接普通選挙では民主派が勝利する可能性が残る。また、中国の香港に対する支援は、その最終的な経済効果が弱ければ、香港市民の政治的選択には影響しないことも考えられる。これらの不確定要素があるため、中国当局は2004年に民主化の日程を先に延ばした後、明確な態度表明を避けているのが現状である。

### 第3節 本書の構成と分析視角

本書は、序章と終章を除き、4章から構成されている。前半の2章は香港内

部の問題を扱い、後半の2章は中国本土との関係や一国二制度の枠組みに関する問題を扱う。第4章は、一国二制度という香港に関する根本的な問題を扱っているが、どうしても抽象的な議論が多くなってしまふ。そこで、第1章から第3章で香港政治の具体的な問題を分析した上でこの問題を論じることとした。

第1章では、董建華政権の政権運営を分析し、「商人治港」と揶揄される香港政治の実態を明らかにする。香港の選挙制度は確かに財界に有利であり、董建華政権は左派と財界・保守派により構成される政権であった。しかし、董建華行政長官の政権運営や経済政策の内容を分析すると、董建華行政長官は財界・保守派よりも左派に近い立場であった。そのため、董行政長官と財界の間には亀裂が生まれ、失脚劇の伏線になったことを明らかにする。2005年7月には曾蔭権（ドナルド・ツァン）行政長官へ交代したが、その後の変化や展望についても紹介する。

第2章では、香港における選挙制度改革と民主化の展望について分析する。香港では立法会（議会）の一部、行政長官選挙において、職能団体別選挙という特殊な間接制限選挙が実施されている。まず、香港の複雑な選挙制度や、各政治勢力とそれらを代表する政党の発展について解説する。その上で、今後の民主化の展望についても触れる。

第3章では、実務面の問題を中心に、一国家二制度の下における中国・香港関係を分析する。香港は中国の特別行政区であるため、香港と中国は従属関係にある。そのため、中国当局は中央官庁や地方政府が香港に余計な接触をしないよう気を配る一方、香港政府も本土との協力を必要最低限に抑えていた。しかし、経済交流の活発化や伝染病対策の必要性に伴い、香港と内地（特に広東省とその諸都市）は徐々に相互協力を拡充せざるを得なくなってきた。当初の懸念とは異なり、香港政府は其中で自らの利益を強く主張し、実現することができた。こうした中港関係の実態を明らかにしつつ、その過程を分析することで、香港が自己利益を実現できた要因を明らかにする。

第4章は、一国二制度と香港の地位について分析する。本来、二制度とは社会主義と資本主義を指している。しかし、中国が市場経済化した現在、「資本主義」は中国共産党が直接支配しないことを意味すると思われる。つまり、香港の地位を定義するには、香港基本法や一国二制度について再検討する必要がある。

ある。しかし、いずれにも曖昧な点が多い。現在でも香港基本法が香港の憲法に相当するのかどうかは、その立場によって見解が異なり、論争が続いている。現在の香港の地位は、妥協の産物である。また、香港の国際参加についても、中国当局と国際社会の間における妥協によるところが大きい。その意味で、香港内部の論争や海外の監視の目は、香港政治を動かす重要な要素だといえる。これらの点に加え、第3章に見た経済交流の拡大が、将来の香港と中国本土の統合に至る可能性についても検討する。

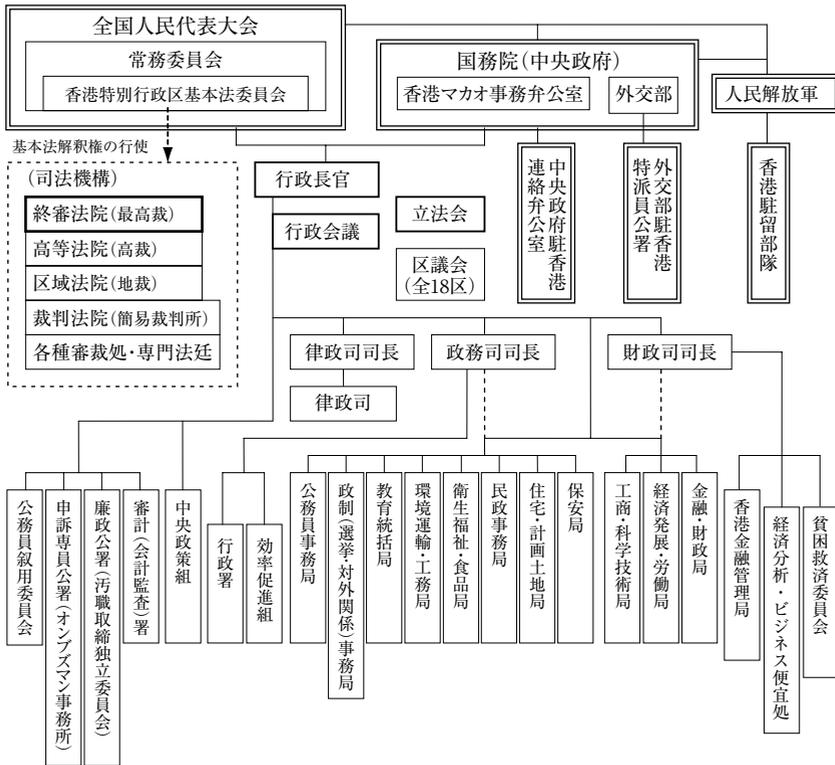
以上の4章の議論を踏まえた上で、終章では香港政治の全体像や将来像を展望する。経済について筆者は専門外であることから、本書では十分な議論を避けた。香港の存在意義はその経済的な役割にあるため、香港政治を議論する上で経済の問題は避けられない。しかし、香港の経済を考える上で政治を無視することも、できないはずである。また、香港は中国の一部であるにも関わらず、異なる社会状況と政治的文脈を持つがゆえに、中国研究者からも等閑視されてしまう傾向がある。本書をきっかけに、少しでも香港政治に対する関心を広げていただければ、幸いである。

## 第4節 本書の用語について

香港政府の役職や組織名について、香港政府の駐東京香港経済貿易代表部ウェブサイトや他の論文・書籍の表記では、英語名称のみに依拠した訳語あるいは、過度の意識が多い。例えば、「司」や「局」（政府の中核組織）は一律に「省」と訳されるが、不適切な表記と考えられる。また、「行政長官」は返還後の香港政府の首長を指す場合と、返還前の布政司（現在の政務司司長）を指す場合がある（表1を参照）。こうした問題を回避するため、本書では可能な限り中国語の原語を用いている（図1を参照）。

また、香港から見ると中国の国务院（中央政府）、人民代表大会（議会）、中国共产党（執政党）は、一体となって香港政策を決定、実施しているように考えられる。そのため、これらを区別しにくい場合は、「中国当局」と呼称する。

図1 香港特別行政区政府機構図（2007年5月現在）



- (注) 1 二重線で囲んだものは、中央政府およびその出先機関。  
 2) 3 司長および11局長は、行政會議の官職議員である。  
 3) 3 司長11局長のほか、廉政專員（廉政公署長官）、審計署長、警務署長（警察長官）、入境事務處長、税関長は、行政長官が指名し、國務院が任命する。  
 4) 2007年7月に、政府機構改革が実施され、局は現在の11から12に増える予定である。12局の構成は、公務員事務局、商務・經濟發展局、政制・内地事務局、發展局、教育局、環境局、財經事務・庫務局、食物・衛生局、民政事務局、勞工・福利局、保安局、運輸・房屋（住宅）局である（「行政長官宣布重組政府總部」『新聞公報』香港特別行政区政府、2007年5月3日）。
- (出所) 「香港特別行政区政府組織図」（[http://www.info.gov.hk/govcht\\_c.htm](http://www.info.gov.hk/govcht_c.htm)）。  
 香港特別行政区司法機構ウェブサイト（<http://www.judiciary.gov.hk/>）。

表1 主な香港政府の役職・組織の名称表記

| 返還後                                       |        | 返還前                  |       |
|---|--------|----------------------|-------|
| 原語（カッコ内は英語）                               | 他での訳語  | 原語                   | 他での訳語 |
| 行政長官（Chief Executive）                     | （右に同じ） |                      |       |
| 行政会議（Executive Council）                   | （右に同じ） | 行政局（英文名称は同じ）         | 行政評議会 |
| 立法会（Legislative Council）                  | （右に同じ） | 立法局（英文名称は同じ）         | 立法評議会 |
| 政務司司長（Chief Secretary for Administration） | 政務長官   | 布政司（Chief Secretary） | 行政長官  |
| 財政司司長<br>（Secretary for Finance）          | 財政長官   | 財政司（英文名称は同じ）         | 財政長官  |
| 律政司司長<br>（Secretary for Justice）          | 法務長官   | 律政司（英文名称は同じ）         | 司法長官  |
| 司（Department）、局（Bureau）                   | 省      |                      |       |